

御意見をいただくに当たり、全体のイメージを持っていただくために、大阪府内 15 市の条例に掲げられている項目を参考に例をあげてみました。

項 目	内 容	備 考
目的等に ついて	P 4 を参照	
用語の定義について	男女共同参画【例 1】 ・男女が、社会の対等な構成員として、 ・自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、 ・男女が均等に<u>政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受</u>することができ、 ・共に責任を担う社会。 【例 2】 ・男女が、社会の対等な構成員として、 ・自らの意思によって<u>職場、学校、地域、家庭その他の社会</u>のあらゆる場で活動に参画する機会が確保され、 ・<u>個性と能力を発揮することにより</u>、 ・共に責任を担うとともに、 ・成果や利益を享受することができる社会。	利益享受→責任 個性能力発揮→責任→利益享受
	積極的改善措置【例 1】 ・機会に係る男女間の格差を改善するため、 ・必要な範囲内において、 ・<u>男女いずれか一方に対し</u>、 ・当該機会を積極的に提供すること。 【例 2】 ・機会について、男女間に格差がある場合 ・<u>不利な状況にある方の性に対し</u>、 ・必要な範囲内で、 ・当該機会を積極的に提供し、 ・<u>格差を改善しようとする</u>こと。	
	セクシュアル・ハラスメント 【例】 ・職場その他の社会的関係において、 ・他の者に対し、 ・その者の意に反した性的な言動により、 ・その者に苦痛若しくは不快感を与えること。 ・また、性的な言動を受けた者の対応により、その者に不利益を与えること。	
	市民 【例】 ・八尾市内に住む者 ・八尾市内で働く者 ・八尾市内で学ぶ者 ・社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障害のあること等による差別を受けない。 ・各種団体も「市民」に含む。	まちづくり条例に規定されている表現を参考に
	事業者 【例 1】 ・八尾市内で ・公共・民間を問わず、 ・営利・非営利を問わず、 ・事業や活動を行うもの。 【例 2】 ・八尾市内で、 ・事業を営む人、 ・八尾市内に事業所を有する法人その他の団体。	農業経営者も「事業者」の範疇に入ること を逐条解説で記載すること。 まちづくり条例に規定されている表現を参考に
	教育関係者 【例】 ・学校・幼稚園で、 ・保育所(園)で、 ・教育、保育及び指導にあたる者。	
基本理念について	次に掲げる事項を基本理念として推進する。 ① 男女の人権の尊重 【例 1】 ・男女の個人としての尊厳 ・性別による差別的な取扱いを禁止 ・個人としての能力を発揮する機会の確保 ・その他の男女の人権を尊重 【例 2】 ・男女の個人としての尊厳 ・性別による差別的な取扱いを禁止 ・個人としての能力を発揮する機会の確保 ・<u>男女間のあらゆる暴力の根絶</u> ・その他の男女の人権を尊重	DV 問題を入れた。

	② 制度慣行への配慮 【例 1】・固定的な性別役割分担を反映した制度又は慣行が、 ・男女の社会における自由な活動の選択に ・影響を及ぼすことのないよう配慮されること。 【例 2】・社会における制度又は慣行の中には、 ・性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害するおそれがある場合があるため、 ・男女の社会における自由な活動の選択に ・影響を及ぼすことのないよう配慮されること。	
	③ 決定過程への共同参画 【例】・男女が、社会の対等な構成員として、 ・市の政策又は民間の団体における方針の立案・決定に、 ・共同して参画する機会が確保されること。	
	④ 家庭生活との両立 【例】・家族を構成する男女が、 ・相互の協力と社会の支援のもと ・子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に ・家族の一員としての役割を担い ・職場・地域等その他の社会生活における活動を行うことができるよう ・<u>環境整備</u>されること。	制度、施策、施設、意識啓発などを含む。
	⑤ 身体・健康への配慮 【例】・男女がそれぞれの身体的特徴について理解を深め ・妊娠・出産等に関する事項について互いの意思を尊重し ・生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう配慮されること。	
責務について	【例】 市の責務 ・基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する。 ・国及び他の地方公共団体と<u>連携</u>を図るとともに、市民及び事業者等と<u>協働</u>して取り組む。 ・男女共同参画を推進するため、<u>体制の整備その他必要な措置</u>を講じるよう努める。 ・男女共同参画の推進を阻害する要因(例：DVや虐待)の防止に努める。 ・被害を受けた者に対する相談並びに必要な応じた支援を行うよう努める。 ・自ら率先して、男女共同参画の推進に努める。	(「国の責務」として基本法第 8 条に規定) 「体制の整備その他必要な措置」とは組織の整備、職員の配置、拠点施設、財政上の手当て
	【例】 市民の責務 ・男女共同参画に関し理解を深める。 ・職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場で、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努める。	(「国民の責務」は基本法第 10 条に規定)
	【例】 事業者の責務 ・事業活動を行うにあたって、基本理念に基づき、男女共同参画を推進するよう努める。 ・事業活動において、男女の職場における対等な参画の機会の確保に努める。 ・職場における活動と家庭等における活動との<u>両立</u>ができる<u>環境の整備</u>に努める。 ・市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める。	ワーク・ライフ・バランス憲章や行動指針の実現や雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法などで事業者に求めている責務がある。
	【例】 教育関係者の責務 ・教育・保育にあたる者は ・男女共同参画社会の形成に教育等が与える影響力の大きさに留意する。	男女共生教育とか、男女平等教育といった具体的例だけでなく、「隠れたカリキュラム」への配慮も含めた表記とする。
市民等の協働	【例】 市及び市民等は、協働して、男女共同参画社会の形成に取り組むものとする。	「市の責務」に「市民・事業者等との協働」を入れているから、不要か？
性別による権利侵害等の禁止	【例】 ・何人も、性別を理由とする権利侵害や差別的取扱いを行ってはならない。 ・何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。 ・何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。 ・ドメスティック・バイオレンスと<u>関係する児童虐待</u>を行ってはならない。 4 市 (性別による差別的取扱い禁止・・・14 市 権利侵害(人権侵害)・・・7 市 セクハラ・・・15 市 暴力・・・15 市)	DVと児童虐待との相関関係が証明できないので「これと関係する児童虐待」と表現。
公衆に表示する情報に関する留意	【例】 ・公衆に表示する情報において、 ・性別による役割の固定化を促したり、 ・異性に対する暴力的行為を助長したり、 ・その他人権を侵害するような性的表現 を行わないよう配慮。	

基本計画について	【例】 ・ 基本理念に基づき、 ・ 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、 ・ 基本的な計画を策定する。 ・ 策定するにあたっては、市民、事業者等の意見が反映されるよう必要な措置を講ずる。 ・ 基本計画を策定したときは、速やかに公表する。 ・ 基本計画の変更についても同様。 ・ 基本計画の実施状況等について、概要を公表する。	(基本法第 14 条第 3 項に規定) 主語が「市は」・ ・ 2 市 「市長は」・ ・ 11 市 上記の混合・ ・ 2 市 既に基本計画は策定済み。現行計画を基本計画と読み替える。
理解を深めるための措置について	広報・啓発 【例】 ・ <u>基本理念について</u>市民等の理解が深められるよう、 ・ 広報並びに啓発活動を行う。 ・ 相談体制や支援策について情報提供を行う。	(「国民の理解を深めるための措置」として基本法第 16 条に規定)
	教育・学習の推進 【例】 ・ 教育・学習を通じて ・ <u>基本理念について</u>市民等の理解が深められるよう、 ・ 必要な措置を講じる。	
	(注 1) 市民等が行う活動への支援 【例】 ・ 市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動又は取組を支援するため ・ 情報の提供その他<u>必要な措置</u>を講ずる。	必要な措置・ ・ 助成金、部屋貸し、講師紹介、PR 支援など
(注 2) 苦情申出について	【例】 苦情申出のできる者：市民 苦情申出できる範囲：①市が実施する男女共同参画の推進に関する施策 ②男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策 苦情申出をする相手：市長に 申出られた場合の対応：男女共同参画社会の実現に資するよう、迅速かつ適切に対応 処理をする場合の意見聴取：	(苦情処理・人権侵害については基本法第 17 条に規定) 苦情処理委員設置 9 / 1 5 審議会に聴く 5 / 1 5
相談申出について	【例】 相談申出のできる者：市民 相談申出できる範囲：①性別による差別的取扱いを受けた時 ②男女共同参画社会の形成を阻害する要因により人権侵害を受けた時 相談申出をする相手：市長 申出られた場合の対応：<u>関係機関</u>と連携し、迅速かつ適切に対応する。	(苦情処理・人権侵害については基本法 17 条に規定) 関係機関： 裁判所を通じての法的救済 法務省の人権擁護機関における相談・調停 都道府県労働局の紛争調停 配偶者暴力相談支援センター、女性相談センター等
拠点施設について	【例】 拠点施設設置目的：①男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施する。 ②市民並びに事業者等による男女共同参画の取組を支援する。 ため、拠点施設の整備・充実に努める。	拠点施設についての規定 6 市 その内、既存施設について規定 4 市 これからの整備について規定 2 市
審議会について	・ 審議会の要否(設置目的) ・ 審議会の役割	(審議会については、基本法第 21～28 条に規定) 国・府設置済み。 審議会設置市 13/15 市 (大東、大阪狭山なし)

(注 1) 市民等が行う活動への支援

市民等が行う活動への支援については、「市民参画と協働のまちづくり基本条例」に

(市民公益活動への支援)
第 11 条 市は、市民公益活動を支援することができる。

と、規定されている。

(注 2) 苦情申出について

市が行う施策の立案、決定、実施及び評価等については、「市民参画と協働のまちづくり基本条例」に

(説明責任)
第9条 市は、施策の立案、決定、実施及び評価の全ての過程において、その経過、内容、効果等について市民に説明する責任を果たさなければならない。
2 市は、市民の意見、提案等に対して、分かりやすく応答しなければならない。

と、規定されている。

前文	例 1 ・他市の条例を参考に、八尾らしさを少し入れてアレンジした例文	例 2 ・第 2 回検討委員の会のご意見を参考にした例文 ・「八尾の特性をどう出すか」「理念条例ではなく具体的にこの条例で何をしようとしているのか分かるように」留意した。
	【例】 ・すべての人が個人として尊重され、男性であれ女性であれ、自分らしくのびやかに生きることができ、男女が互いに支えあう社会の実現が求められている。 ・我が国においては、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会の動きと連動して進められてきた。 ・その成果として、雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法制度が整備され、また若い世代を中心に男女平等・男女共同参画の意識が浸透しつつある。 ・しかし、家庭・地域・職場では依然として男女の役割を固定的に考える考え方が根強く、個人としての活動の選択肢が狭められたり十分に能力が発揮できなかったりする場合がある。 ・今日の経済情勢や少子長寿化・人口減少傾向の中にあって、豊かで活力があり、安心して暮らすことのできる社会を実現するには、男女が家族としての責任を果たしつつ、職場・学校・地域その他の社会のあらゆる活動に共同参画し、責任も苦労も喜びも成果も共に分かち合う男女共同参画社会の実現は緊要の課題である。 ・このような認識に立ち、本市の「人権尊重の社会づくり条例」や「市民参画と協働のまちづくり基本条例」の趣旨を踏まえ、「男女共同参画の地域文化」を八尾の市に根づかせていくことをめざしてこの条例を制定する。	【例】 ・八尾市は、「人権尊重の社会づくり条例」「市民参画と協働のまちづくり基本条例」を制定し、一人ひとりの人権が尊重され、違いを認め合いながら、市民と市、市民どうしが協働してまちづくりを進めています。 ・市民の自主的な活動は多彩な分野で活発に展開され、また、地域では住民自らの心意気により、人々がつながり支えあう風土が築かれてきました。それらの中では多くの女性が活動していますが、リーダーとして活躍している女性の割合は高くありません。 ・また、八尾市は多くの中小企業が集積する「ものづくりのまち」であり、枝豆・若ごぼう等の特産とする農業も営まれています。しかし、多くは日々の働きは女性によって担われているにも関わらず、方針決定や管理・経営部門に参画する女性は少ないのが実態です。 ・我が国では憲法に男女平等が規定され、国際社会の動きと連動しつつ、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法などの法制度も整備され、男女共同参画に向けた取組が行われてきましたが、暮らしの中で男女平等・男女共同参画を実感するにはまだ多くの課題が残されています。 ・少子長寿（高齢）化、人口減少傾向の中にあって、豊かで活力があり、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていくには、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、男女双方の視点や意見が、地域コミュニティーに、産業活動に、福祉施策にと、さまざまな分野に反映され、責任も苦労も喜びも成果も男女が共に分かち合う①<u>男女共同参画の考え方を浸透させ、その仕組みづくりを行うことが急がれます。</u> ②<u>男女共同参画社会の実現が緊要の課題です。</u> ・このような認識に立ち、市、市民及び事業者、教育関係者が一体となり、男女共同参画のまちづくりに取組むため、この条例を制定します。
目的	・本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにする。 ・男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進する。 ・もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。	